「認定実務実習指導薬剤師養成講習会」(「講座①②③④)」/西部地区)の開催について

令和 4 年 5 月 公益社団法人静岡県薬剤師会

標記講習会につきましては、従前より「日本薬剤師研修センターが作成した DVD」を用いて実施しており、平成 30 年度からは、同センターから薬学教育モデル・コアカリキュラム及びその適用状況を踏まえた内容で実施しています。

令和3年度までは日本薬剤師研修センターからの指示に基づき、各都道府県薬剤師会の主催により開催しておりましたが、認定実務実習指導薬剤師認定制度の主管が研修センターから薬学教育協議会に移管されたことに伴い、令和4年度からは、薬学教育協議会、地区調整機構、各都道府県薬剤師会の共催として開催することとなりました。(静岡県においては静岡県病院薬剤師会も含んだ共催となります。)ついては、本講習会を下記のとおり西部地区において開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

[認定実務実習指導薬剤師養成講習会(西部地区)]

1 日 時 令和4年6月26日(日)

新規申請対象: 13 時 30 分~17 時 10 分 更新申請対象: 14 時 22 分~15 時 26 分

- 2 場 所 浜松市薬剤師会 研修室
- 3 募集定員 50名
- 4 内 容
- (1) 新規申請対象者
 - 講座① 薬剤師の理念(52分)
 - 講座② 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン(56分)
 - 講座③ 学生の指導(法的問題)、学生の指導(薬局関係)及び学生の指導(病院関係)(75分)
- (2) 更新申請対象者
 - 講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン (56 分) ※内容は「講座②」と同じ
- 5 受講資格 公益財団法人日本薬剤師研修センターが定める「<u>認定実務実習指導薬剤師認定制度</u> 実施要領」の「5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格」を満たす薬剤師。 更新講習(講座④)を受講できる方は「認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日 から5年以上を経過した者」です。

※認定実務実習指導薬剤師の認定期限は日本薬剤師研修センターHPに掲載されている「認定実務実習指導薬剤師名簿(東海地区)」でご確認下さい。

(http://www.jpec.or.jp/download/jitsumumeibo_toukai.pdf)

6 受講料 無料 (会員・非会員を問いません)

7 申込方法

6月17日(金)までに、**[静岡県薬剤師会「認定実務実習** 指導薬剤師養成講習会」受講申込書フォーム**]**に、下記 URL か右記の QR コードからお申込みください。(先着順 に受け付け、定員になり次第締め切らせていただきます。)

https://onl.sc/XdEX6J1



注:6月3日(金)以降に申し込まれた場合、受講証は「当日配付」ではなく、 「後日郵送」となる可能性があることをご了承ください。

8 その他

(1)成果報告書の提出について

新規申請対象者の方は、講座①・②・③を受講された後、成果報告書を記載いただき、その提出と引き換えに「受講証」を交付します。

更新申請対象者の方は、成果報告書の記載提出は不要ですので、講座④ (講座②と同じ)を受講された後、「受講証」を交付します。

(2) 受講証の有効期限について

平成30年4月1日より、受講証に「有効期限」が設けられました。

旧講座(ア・イ・ウ・オ・カ)の受講証の有効期限は令和2年(2020年)3月31日で失効となりましたので、旧講座の受講証をお持ちの方は、改めて新講座①~③を受講し、新規として認定実務実習薬剤師の申請を行う必要があります。

新講座の受講証の有効期限は、講座①~③が受講日から6年間、講座④は3年間です。

日本薬剤師研修センターに認定実務実習指導薬剤師の申請を行う際は、必ず受講証の期限内に 手続されますようお願いします。

(3) 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルスの影響により、やむを得ず開催延期・中止となる場合があります。研修会 参加時には、うがい、手洗い、マスク着用など、ご自身での感染予防にも努めていただくようお 願いいたします。発熱や咳等の風邪症状がみられる方は、研修会への参加はご遠慮ください。

●申込・問合せ先 静岡県薬剤師会事務局 研修担当:篠崎

電話 054-203-2023 FAX 054-203-2028 メール kaz@shizuyaku.or.jp